

## 「復興まちづくり協議会運営補助」制度について

防災集団移転や土地区画整理をはじめとする復興事業に伴い、地域住民が主体となり、概ね行政区を単位とする具体的な復興まちづくりの計画策定・実現のための取組みを行う「復興まちづくり協議会」に対して、運営費を補助する制度です。

＜補助対象となる団体＞ ※ 基本的には以下の条件をすべて満たす団体が対象となります。

- ① 復興まちづくりに資する協議や活動等の実施を主たる目的として組織された団体  
(地域の実情によっては既存の組織を活用して復興まちづくり活動等を実施する場合も含む)
- ② 行政区を範囲として町内各地域の住民等を中心に構成され、自治会その他の各種地域団体と連携した団体
- ③ 団体の活動が、住民等の視点から暮らしやすい地域社会の実現を目指すものであること
- ④ 規約又は会則等を定め、該当する地域の住民等の意見を広く汲み取ることのできる組織・運営体制が確保されている団体
- ⑤ 自主的、継続的な活動が見込まれる団体

＜補助対象経費＞

復興まちづくり協議会に要する当該年度の経費のうち、復興まちづくり活動等に資する経費

※ 役員報酬及び食事等の経費は対象になりません

ただし、予算の定める範囲で、**1団体につき年間50万円を上限**とします

◎ 詳しくは、[南三陸町復興まちづくり協議会運営補助金交付要綱](#)をご覧ください。

## 「復興まちづくり支援アドバイザー派遣」制度について

復興まちづくり協議会等が、地域における復興まちづくり計画を策定・実施していくために、専門的な知識や技術等を必要とする場合に、町が必要な分野の専門家等の支援アドバイザーを派遣する制度です。

＜派遣対象となる団体＞

復興まちづくり協議会、その他復興まちづくりのために組織された住民主体の団体

＜派遣内容＞

- ① 復興まちづくり計画に関する助言・指導・相談
- ② 復興まちづくり計画の取りまとめに係る図面・資料等の作成に関する支援

◎ 詳しくは、[南三陸町復興まちづくり支援アドバイザー派遣事業実施要綱](#)をご覧ください ⇒

連絡先 南三陸町復興企画課 電話番号 46-1371(直通)